

宇都宮市告示第107-4号

宇都宮市赤ちゃんの駅事業実施要綱を次のように定め、平成22年3月1日から適用する。

平成22年3月1日

宇都宮市長 佐藤 栄一

宇都宮市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の施設で、乳幼児連れの保護者が授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を赤ちゃんの駅として登録するとともに、広く周知を図ることにより、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図ることを目的とする。

(利用者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用できる者は、乳幼児連れの保護者で、授乳又はおむつ替えを行う必要がある者とする。

(登録対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅に登録できる施設は、前条に規定する者が自由に利用することができる授乳の場若しくはおむつ替えの場又はその両方がある施設とする。

(登録基準)

第4条 赤ちゃんの駅の授乳の場及びおむつ替えの場の登録基準は、別表のとおりとする。

(登録方法)

第5条 赤ちゃんの駅に登録を希望する施設の管理者は、赤ちゃんの駅届出書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは審査を行い、前条の登録基準を満たすと認めるときは、赤ちゃんの駅事業の施設として登録する。

3 市長は、前項の規定により登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理者に、当該施設が登録施設であることを標示するため、赤ちゃんの駅事業登録施設ステッカーその他の標示物を交付する。

4 赤ちゃんの駅事業登録施設ステッカーは、別図のとおりとする。

(変更の届出)

第6条 登録施設の管理者は、登録した内容を変更しようとするときは、赤ちゃんの駅変更届出書を市長に届け出なければならない。

(登録の廃止)

第7条 登録施設の管理者は、登録を廃止しようとするときは、赤ちゃんの駅廃止届を市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録施設が登録基準に満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を廃止することができる。

(標示)

第8条 登録施設の管理者は、第5条第3項により交付したステッカー等を施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に標示するものとする。

(登録施設の管理等)

第9条 登録施設の管理者は、登録された授乳の場及びおむつ替えの場の衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うものとする。

2 登録施設の管理者は、赤ちゃんの駅の利用者が次の各号に該当すると認めるときは、その利用を制限若しくは退去を命ずることができる。

(1) 登録施設の安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で支障があると施設管理者が判断したとき。

(2) 利用者が登録施設の管理者の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設管理上の支障があるとき。

(広報等)

第10条 市は、本市のホームページや刊行物への掲載等により、登録施設を市民に広く周知するものとする。

2 登録施設は、広告等に登録施設である旨を表示することができる。

(様式)

第11条 この要綱に規定する届出等の様式は、別に定める。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、別に定める。

別表（第4条関係）

区分	登録基準
1 授乳の場	<p>(1) 母親が人目を気にせず授乳できるよう、パーテーションやカーテンなどの仕切りが設けられていること。</p> <p>(2) ミルク用のお湯が提供できること（次のア・イが対応可能な場合のみ）。</p> <p>ア 利用者の申出ごとに、施設の職員がポット等で沸かしたお湯を提供する。</p> <p>イ お湯は乳児用調整粉乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（平成19年6月厚生労働省医薬食品局通知）に従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供する。</p>
2 おむつ替えの場	<p>(1) 容易におむつ替えができるよう、ベビーシート、ベビーベットなどが設けられていること。</p>

備考1 授乳の場は、第1号の登録基準を満たすことで、登録することができる。

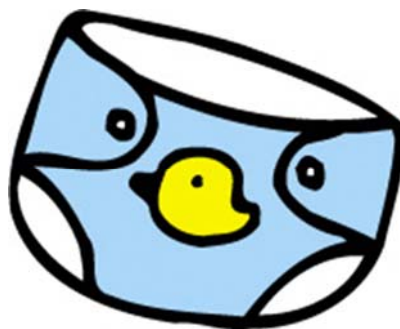
備考2 利用日及び利用時間は、施設登録時に決定する。ただし、登録施設の管理者は、管理上その他の理由により必要があると認めるときは、臨時的に利用日及び利用時間を変更することができる。

やみのつう

# 赤ちゃんの駅



授乳・ミルクのお湯  
OK



おむつ替え  
OK